

# 愛知県立鳴海高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止についての基本的な考え方

人としての尊厳を傷つける「いじめ(嫌がらせ)」は、決して許してはならない行為ですが、いつ、どここの学校で起きていても不思議はありません。誰もが被害者にも加害者にもなり得る危険性をはらんでいます。いじめに苦しむ生徒を出さないためには日ごろから全職員が些細な兆候も見逃さないように目を配り、情報を共有し、学校全体で組織的に指導に当たることが不可欠です。

学校という場所は、規律ある学びの場であるとともに、信頼できる人間関係の中で生徒が安心・安全に暮らすことのできる「居場所」でなければなりません。生徒が本校の一員として自覚と自信をもつことができるよう、全職員で一人一人の生徒を大切に見守り、人間としての成長を図る教育活動に全力で取り組みます。

## II いじめ防止対策組織について

たとえわずかでもいじめを感じさせるような兆候が見られたり、生徒からの訴えがあったりした場合に、特定の教員が抱え込むことなく、組織としての的確な対応をとるために、「いじめ等対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ等対策委員会」について

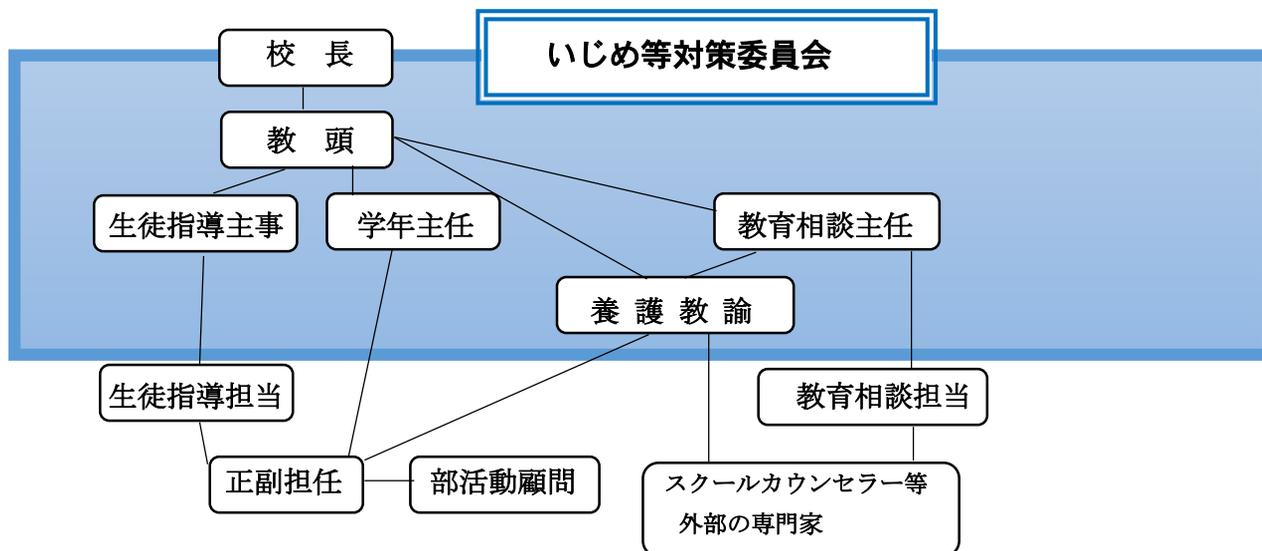
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任（兼特別支援コーディネータ）、学年主任、養護教諭

#### イ 指導・支援チーム

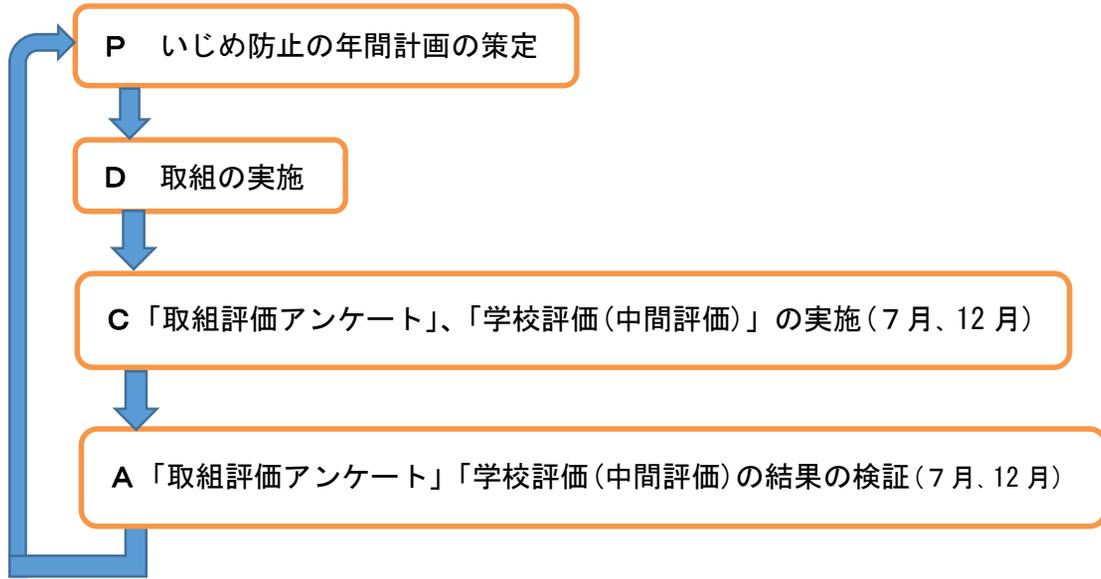
委員会が、事案に応じて適切な教員等(スクールカウンセラー等外部の専門家を含む)をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、学年団・部顧問等関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめ等ではインターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーを選び、柔軟にチームを組んで対応する。

### 【組織図】



(2) 「いじめ等対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



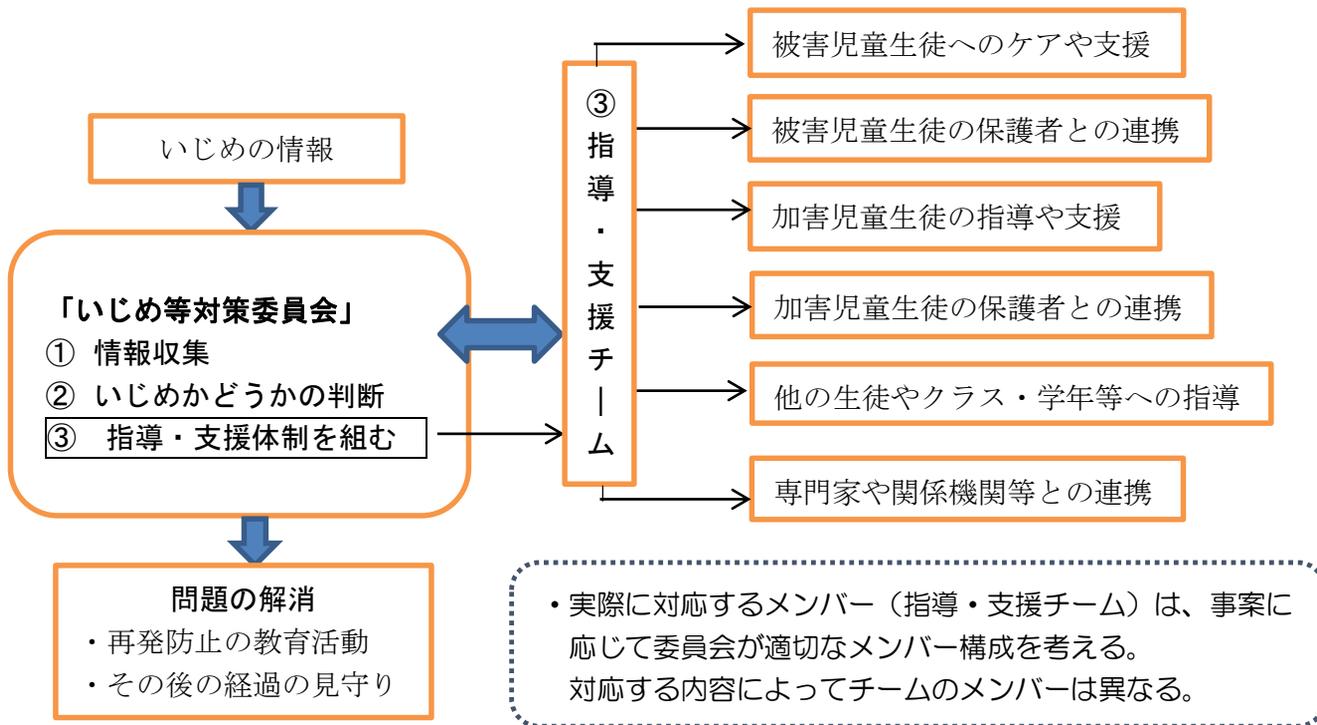
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ等対策委員会」で検討した内容を職員会等で報告する。
- ・現職研修で年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

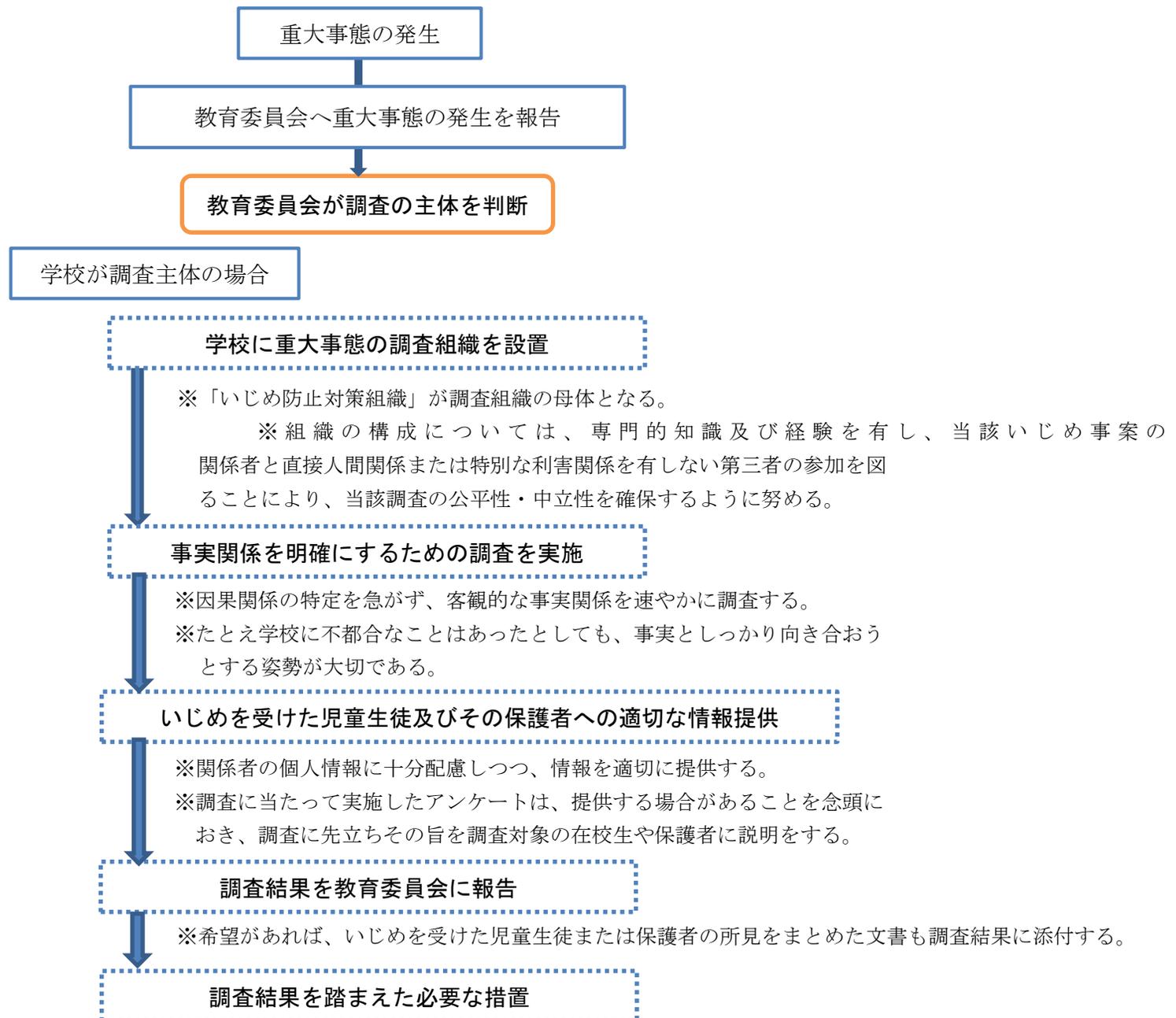
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

調査を実施する場合には、「いじめ等対策委員会」を調査の母体とし、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

### 【文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」】より

(注) 重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### III いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組 【 】内は担当分掌等	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図り、規律ある学校生活が営める環境づくりに努める。</p> <p>イ 体験活動・就業体験の推進を図り、人と関わり合うことで、人の役に立っている、人から認められている、という自己有用感を獲得させる。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、生徒一人一人が授業の主体として活動できる、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 現職教育を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○健康観察(毎朝) 【保健指導部】</p> <p>○健康管理カードの回収、健康調査の実施と個人面談(4月、それ以降は適宜)【保健指導部】</p> <p>○面接週間の設置(年2回4月、9月)【学年会】</p> <p>○教育相談活動の周知(4月、それ以降は適宜) ・スクールカウンセラーの来校 ・相談室の利用 【教育相談部】</p> <p>●情報モラルアンケート(年2回4月、9月) 【生活指導部】</p> <p>○生活安全講話 ・1年交通安全講話(4月) ・2年情報モラル講話(5月) ・3年薬物乱用防止講話(6月) 【生活指導部】</p> <p>●L Tの時間を活用した取組(適宜) ・グループエンカウンター ・県の道徳教育資料「明日を拓く」を使用した授業等 【教務部、生徒会部】</p> <p>○図書選定(適宜) ・人権啓発関連図書の購入 【図書部】</p> <p>○遠足(5月)【生活指導部】</p> <p>○授業研修期間の設定(年2回6月、11月) 【教務部】</p> <p>○生活実態調査(年2回6月、11月)【教務部】</p> <p>●いじめアンケート(年2回6月、11月) 【生活指導部、教育相談部】</p> <p>○球技大会(年2回7月、3月)【生徒会部】</p> <p>○実習体験活動の充実(8月) ・看護師、幼稚園教諭 【進路指導部】</p> <p>○夏季休業中の健康調査(8月)【保健指導部】</p> <p>○ボランティア体験の充実(8月)【生徒会部】</p> <p>○健康観察結果の集約(9月)【保健指導部】</p> <p>○天翔祭(9月)【生徒会部】</p> <p>○人権週間での取組(12月) ・人権講話、人権読書、ポスター作成、標語作り、作文 【人権啓発委員会、学年会、生徒会部】</p> <p>○修学旅行(1月)【2年学年会】</p>	<p>○学校関係者評価委員への学校行事・授業の公開(年2回) ・天翔祭(9月) ・一粒の種まき(11月) 【進路指導部、生徒会部】</p> <p>○生徒・教職員・PTAが協同した校内除草(10月) 【生活指導部、保健指導部】</p> <p>○ボランティア清掃 ・大高緑地公園清掃(12月) 【管理職、生徒会部】 ・名鉄左京山駅清掃(2月) 【3年学年会、生活指導部】</p> <p>○部活動単位の活動 ・緑区民まつり等(吹奏楽部) ・幼稚園公演(演劇部) 【部活動顧問】</p> <p>○PTAと連携したキャリア教育 一粒の種まき(11月) 【進路指導部、総務部】</p> <p>○PTAと教職員による登校指導(6月、11月)【生活指導部】</p>

<p><b>早期発見</b></p>	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的に「いじめアンケート調査」(年2回)を実施し、教育相談の充実を図る。</p>	<p>○教育相談活動の周知 ・「相談だより」の発行…年3回 ・「ほげんだより」の発行…毎月1回 【教育相談部・保健指導部】</p> <p>○「相談申込箱」の設置(校内1カ所) 【教育相談部】</p> <p>●いじめアンケート(年2回6月、11月) 【生活指導部、教育相談部】</p> <p>○学年会での情報交換(適宜) 個人面接の実施(不定期)【学年会】</p> <p>○授業における観察(適宜)【教科担任】</p>	<p>○保護者会(年2回7月、12月) 【総務部、学年会】</p> <p>○近隣の中学校・高校との情報交換(不定期)</p> <p>○緑署スクールサポーターとの連携 【生活指導部】</p>
<p><b>いじめに対する措置</b></p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ等対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p>	<p>○いじめ事案に対する組織的な対応 【いじめ等対策委員会、生活指導部、教育相談部、学年会】</p>	<p>○緑警察署</p> <p>○児童相談所</p>
<p><b>点検・検証・見直し</b></p>		<p>●全教職員対象「取組評価アンケート」の実施(7月、12月) →アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況 検証(いじめ等対策委員会) →職員会議で報告</p> <p>○学校評価(中間評価9月、自己評価2月) →結果の検証(いじめ等対策委員会)</p>	<p>○「自己評価」による評価 学校関係者評価委員会(3月)</p>